



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ョ ウ デ ン
代 表 者 の 代 表 取 締 役
役 職 氏 名 社 長 山 口 鐘 畿
(コード番号：6881 東証第2部)
連 絡 者 の
役 職 氏 名 管理本部長 矢 澤 昭 人
電 話 番 号 0 4 5 (9 2 9) 0 5 0 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 取締役および監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第 33 条（取締役の責任免除）および定款第 42 条（監査役の責任免除）として新設するものです。

なお、定款第 33 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 42 条第 2 項を変更するものです。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、表記の会社法の条数に改訂があったため変更するものです。

(4) 上記条文の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (新 設)	第 4 章 取締役及び取締役会 <u>第 33 条 (取締役の責任免除)</u> <u>当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>第 34 条 (監査役の選任) (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第 35 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>第 41 条 (社外監査役との責任限定契約) (新 設)</p> <p>当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第 42 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>第 35 条 (監査役の選任) (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第 36 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 42 条 (監査の責任免除) <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、監査役との間で、<u>当該監査役の会社法 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 43 条～第 49 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以 上